

いわて農村活性化推進方針

令和8年3月
岩手県

目次

I	はじめに	
1	策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	「いわて県民計画（2019～2028）」との関係	1
4	「いわて農業生産強化ビジョン」との関係	1
5	施策の推進	2
II	これまでの取組の評価	
1	中山間地域を支えるリーダーや組織など“ひと”の活躍	3
2	地域の伝統や豊かな自然を活かした魅力ある農業・農村づくり	6
3	豊かな地域資源を活かした都市農村交流の拡大と移住・定住の促進	8
4	有識者からの意見	10
III	農村地域の現状と課題	
1	農村地域を取り巻く情勢の変化	11
2	農村政策をめぐる動向	13
IV	今後の方向性	15
V	目標	
1	基本目標	17
2	目標、KPI等	17
VI	推進項目	
1	農村を支える人材の確保・育成（ひと）	18
2	農村環境の維持・保全（くらし）	18
3	農村の魅力向上と交流・関係人口の拡大（にぎわい）	19
VII	推進体制	
1	いわて農村活性化支援チームの構築	22
2	本庁支援チームの構成と取組	22
3	地域支援チームの構成と取組	22
4	期待される主な役割	23
	参考資料	
1	目標設定の考え方	24
2	岩手県農政審議会での審議、有識者との意見交換等	24
3	優良事例	25

I はじめに

1 策定の趣旨

岩手県では、平成 28 年 2 月に「いわて農業農村活性化推進ビジョン」（以下「活性化ビジョン」という。）を策定し、人口減少・高齢化により、地域活力の低下が懸念される中山間地域の活性化に向けた取組を推進してきたところです。

これにより、県内各地で、地域が目指す将来像とその実現に向けた取組を示した「地域ビジョン」が策定され、これに基づく活動が展開されるとともに、地域独自の食文化の伝承活動、地域ならではの農林水産物を生かした加工品の開発・販売、農地や水路などの地域資源を保全するための共同活動、グリーン・ツーリズム等による交流人口の拡大などが進められています。

しかしながら、活性化ビジョンの策定から 10 年が経過し、農村地域の人口減少・高齢化の更なる進行、農村の集落機能の低下、耕地面積の減少など本県の農村地域を巡る情勢は厳しさを増しています。

こうした中、国では、令和 6 年 6 月に食料・農業・農村基本法¹（以下「基本法」という。）を改正するとともに、令和 7 年 4 月に、施策の具体的な方向性を明らかにするため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。基本計画では、農村人口の減少下においても、地域社会が維持され、食料供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、農村の振興を図ることが重要であるとされ、そのために講ずべき施策が示されました。

こうした情勢変化や基本法及び基本計画も踏まえつつ、目指す姿や基本方針、具体的な推進項目と取組内容など本県の農村地域の活性化に向けた方向性を示すため、新たに「いわて農村活性化推進方針」（以下「本方針」という。）を策定することとしました。

2 計画期間

計画の期間は、「いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョン」の終期に合わせ、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間とします。

3 「いわて県民計画（2019～2028）」との関係

「いわて県民計画（2019～2028）」は、県政全般にわたる政策や施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めている計画です。

本方針は、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる施策のうち、農村活性化に関する分野の施策の具体的な取組や目標・KPI²などを定めるものです。

本方針に掲げる取組や目標・KPI は、「いわて県民計画（2019～2028）第 2 期政策推進プラン」と整合を図っており、その進捗や成果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 「いわて農業生産強化ビジョン」との関係

「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる政策のうち、農業生産の増大や人材の確保・育成など、「生産振興」に関する施策については、令和 7 年 7 月に策定した

¹ 食料・農業・農村基本法：平成 11 年法第 106 号

² KPI：重要業績評価指標

「いわて農業生産強化ビジョン」（以下「生産強化ビジョン」という。）及び農業に関する各種個別計画により推進し、「農村振興」に関する施策については、本方針により推進していきます。

これにより、農業生産の振興と、農業生産の場であり、生産を担う農業者の生活の場である農村の振興を一体的に進めていきます。

5 施策の推進

(1) 策定の経過

本方針の策定に当たっては、様々な関係者から幅広く意見を聴取するため、岩手県農政審議会のほか、活性化ビジョンの下で農村活性化の取組を行った地域の関係者とその市町村担当者、農村活性化に関わる中間支援組織・学識経験者等の有識者³との意見交換を実施しました。

(2) 推進に当たっての基本的な考え方

農村の活性化に当たっては、農業者を含む農村地域の住民が主体となり、農業だけでなく暮らしに関わる幅広い地域課題の解決に向け、地域内外の多様な主体の参画・協働の下で取組を行うことが重要です。

こうした取組を支援するため、県、市町村、NPO等の中間支援組織、各分野の専門家などが、それぞれの強みを生かし、連携しながら、伴走支援を行い、地域の課題や取組の発展段階に応じて、本方針に掲げる施策を推進していきます。

(3) 指標の設定と進捗管理

本方針の実効性を高めていくためには、施策を着実に推進し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

県では、「いわて県民計画（2019～2028）」における政策推進プランの進捗管理に当たり、政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクル⁴を確実に機能させ、取組の成果の評価結果を県民と共有し、計画の実効性を高め、施策を着実に推進することとしています。

本方針においても、政策評価の取組の実績を踏まえつつ、PDCAサイクルを確立し、設定した指標に基づく進捗管理を行います。

具体的には、設定した指標について、年度ごとにその進捗状況や成果、課題等の分析を実施し、更に必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映します。

³ 志村尚一氏（有限会社ウィルビー・代表取締役）、高橋信博氏（農村づくりプロデューサー）、田村隆雅氏（認定NPO法人遠野山・里・暮らしネットワーク・マネージャー）、中村恭香氏（特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21）、廣田純一氏（特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター・代表理事、岩手大学名誉教授）、若菜千穂氏（特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター・常務理事）、吉野英岐氏（岩手県立大学総合政策学部教授）〔五十音順〕

⁴ マネジメントサイクル：目標を達成するために多元的な計画を策定し、計画どおりに実行できたのかを評価し、次期行動計画へと結び付ける一連の管理システム。

Ⅱ これまでの取組の評価

平成 28 年 2 月に策定した「活性化ビジョン」では、「多様なスタイルでいきいきと暮らせる中山間地域の実現」を基本目標に掲げ、「中山間地域を支えるリーダーや組織など“ひと”の活躍」、「地域の伝統や豊かな自然を活かした魅力ある農業・農村づくり」、「豊かな地域資源を活かした都市農村交流人口の拡大と移住・定住の促進」の 3 つのポイントの下、10 の推進項目を設定し取組を進めてきました。各推進項目における取組の評価は、次のとおりです。

1 中山間地域を支えるリーダーや組織など“ひと”の活躍

推進項目①：地域の特性や資源を活かした地域ビジョン作成や、ビジョンを実現するための活動をけん引する人材の育成

【実績・成果】

- 平成 28 年度に県単独事業である「いわて中山間いきいき暮らし活動支援事業」を創設するとともに、本庁及び関係機関で構成する支援チームを設置し、地域の取組を支援しました。令和 4 年度までの 7 年間で、県内 36 地域で地域ビジョンを作成しました。
- 岩手大学・JA いわてグループと連携して実施している、いわてアグリフロンティアスクールにおいて平成 28 年に新設した「農村地域活動科目群」での講義や、地域活性化に向けたセミナーの開催により、令和 6 年度までの 9 年間（コロナ禍で開催できない年を除く）で、延べ約 500 名に対し、地域リーダーとして必要な知識・能力の習得を支援しました。

指標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
地域ビジョンを作成した地域数（地域）	9	10	5	2	3	1	6	—	—	36
いわてアグリフロンティアスクール（農村地域活動科目群）の受講者数（人）	5	16	12	8	—	7	9	6	6	69
農村活性化に係るセミナー参加者数（人）	67	81	91	72	36	—	69	—	—	416

【課題・情勢変化】

- 令和元年度からは、各地域で地域農業マスタープランが策定されるなど、地域ビジョンに代わる計画が策定されるとともに、令和 7 年 3 月末までに、10 年後の農地利用の将来像を示す「目標地図」を盛り込んだ地域計画が県内で 410 策定されました。
- 農村の人口減少・高齢化が急速に進行し、地域リーダーの確保・育成が難しい地域がでています。

【評価】 拡充

- 策定された 410 の地域計画の実践や、継続的なブラッシュアップを行うことと

しています。

- ・ 地域活動をけん引する地域リーダーとともに、伴走支援を行う県や市町村等の職員を育成していきます。

推進項目②：地域ビジョンを実践する体制の整備や広域連携

【実績・成果】

- ・ 地域ビジョンの作成に合わせ、地域内の自治会や農業法人などが連携する実践体制を構築し、令和4年度までの7年間で、29地域において地域ビジョンに基づく実践活動を展開しました。
- ・ 中山間地域等直接支払制度について、令和6年度は1,074協定が活用しており、そのうち11協定が集落協定広域化加算を活用し、協定の広域化等に取り組んでいます。

指標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
地域ビジョンの実践支援 (地域)	7	9	4	1	3	2	3	—	—	29
中山間地域等直接支払制度の協定数	1,147	1,148	1,152	1,155	1,061	1,068	1,073	1,071	1,074	—

【課題・情勢変化】

- ・ 農村の人口減少・高齢化が急速に進行しており、地域内の住民のみでは、地域が進むべき方向の話し合いや地域の将来像の作成が難しい地域がでてきており、機運醸成の段階からの支援も必要な状況です。
- ・ 中山間地域等直接支払制度の協定活動の維持に向け、協定同士の連携などの体制づくり等を促進する必要があります。

【評価】 拡充

- ・ 地域内に限らず、地域に関わりを持つ多様な人材の参画のほか、行政職員や中間支援組織等との連携などによる、地域の実情に応じた切れ目のない伴走支援を行っていきます。
- ・ 中山間地域等直接支払制度の第6期対策における、ネットワーク化活動計画の作成支援や加算措置の活用を促進していきます。

推進項目③：半農半Xなど多様な農業者による持続的な農業の実現と、地域が主体となった就農支援体制の整備

【実績・成果】

- ・ 新規就農者の確保に向け、関係機関、団体と連携し、県内外での就農相談会の開催や、生産技術を習得できる研修受入先の紹介、就農準備資金・経営開始資金の交付などに取り組み、新規就農者数は、年間確保目標である280人を上回って推移しています。

指標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
自営就農（人）	126	128	121	140	124	110	137	126	102
雇用就農（人）	107	90	124	128	188	167	154	160	186
計	233	218	245	268	312	277	291	286	288

【課題・情勢変化】

- ・ 農業従事者の減少・高齢化が進行しており、次代を担う新規就農者の確保・育成をより一層進めていくことが必要です。
- ・ 地域農業の核となる経営体に加え、特に中山間地域では、小規模・兼業農家など多くの経営体が生産活動に携わっており、こうした経営体が、将来にわたり、意欲をもって生産活動に取り組むことのできる環境を整備していくことが必要です。

【評価】見直し⇒「生産強化ビジョン」への移行

- ・ 「生産強化ビジョン」では、施策推進の柱の一つに、産地づくりを支える人材の確保・育成を掲げており、新規就農者数を令和10年度に300人に上昇させる目標の達成に向け、具体的な取組を盛り込んでおり、「生産強化ビジョン」の取組として推進していきます。
- ・ 併せて、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の経営規模拡大や生産活動の効率化に向けた機械・施設の整備支援など、体制強化についても「生産強化ビジョン」の中で取り組んでいきます。

推進項目④：地域独自の食文化や農業生産・加工技術を伝承する後継者の育成と、次世代を担う子どもたちと熟練技術を持つ高齢者による世代間交流

【実績・成果】

- ・ 毎年度、食文化伝承を担う人材として「食の匠⁵」を認定するとともに、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会などでの活動を促進するほか、令和3年度から、「食の匠」の技術や郷土料理のいわれを動画で記録・保存し、インターネット動画共有サービスで発信しています。
- ・ 地域ビジョンに基づく実践活動等により、地域の子ども達と高齢者が世代を超えて交流する農業体験等の取組が各地で実施されており、子ども達の農業・農村文化への理解醸成や高齢者のいきがいくりに寄与しています。

指標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
「食の匠」の新規認定者数（人）	8	8	6	4	9	4	6	5	6	56
「食の匠」組織による食文化伝承活動回数	—	—	—	30	16	30	32	41	38	187
「食の匠」動画制作数	—	—	—	—	—	7	7	7	11	32

⁵ 食の匠：地域の食文化や郷土料理等に関する知識・技術を受け継ぎ、その情報発信と次代への伝承ができるとして、知事に認定された者。

【課題・情勢変化】

- ・ 「食の匠」の高齢化が進む中、新規認定者が減少傾向であることから、引き続き、「食の匠」の後継者の掘り起こしを行う必要があります。
- ・ 農業・農村文化体験は交流人口や関係人口の拡大に有効な取組であることから、魅力ある地域資源を生かした一層の取組促進が必要です。

【評価】継続

- ・ 地域の食文化を次代に伝承する「食の匠」の後継者の掘り起こしや育成に取り組んでいきます。
- ・ 交流人口の拡大に向け、農林水産物の収穫から加工までの体験などの食文化を生かした取組を促進していきます。
- ・ 農業・農村文化体験等の地域活動をけん引する人材の育成を推進していきます。

2 地域の伝統や豊かな自然を活かした魅力ある農業・農村づくり

推進項目⑤：中山間地域ならではの農林産物（山菜、雑穀等）の生産、きれいな水や豊かな自然を売りにした米等のブランド化を促進

推進項目⑥：若者や女性のアイデアや地域の農林産物を活かした商品、高齢者の経験や熟練技術などを活かした食文化を今に伝えるそばやもちなど、その地域ならではの加工品の製造、産地直売所等により、生産者自らが農林産物を対面販売することで、安全・安心な農林産物を求めている顧客の確保

【実績・成果】

- ・ 令和5年度にアワの新品種「いわてあわこがね」を発表し、作付を推進しているほか、西和賀町の「西わらび」については、霜対策等の栽培指導や販促活動の支援など、ブランド化を推進し、令和6年1月には地理的表示(GI)保護制度に登録されました。
- ・ 食のプロフェッショナルアドバイザーを派遣し、各地域での商品開発・販路開拓、産地直売所の販売促進等を支援し、令和6年度までの6年間の専門家の支援による商品開発数は計55件となりました。

指標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
専門家の支援による商品開発数	—	—	—	11	8	7	9	10	10	55
年間売上高1億円以上の産直数（施設）	—	41	41	42	39	39	35	40	42	

【課題・情勢変化】

- ・ 多様な地域資源を活用し、地域の所得向上を図る取組を一層進めることが必要です。
- ・ 国の「食料・農業・農村基本計画」において、農村における所得向上と雇用の創出に向け、6次産業化、農泊、農福連携など、農村の地域資源をフル活用し他分野と連携する取組を推進すると明記されました。

【評価】継続

- ・ 地域の農林漁業者と加工・販売事業者等と一体となった多様な取組の支援と地域経済の拠点となっている産地直売所の活性化の取組を推進していきます。
- ・ 農村の食文化や祭り、古民家、地域ならではの食材等、多様な魅力ある地域資源を最大限生かし、地域のにぎわいや所得・雇用の確保を図る取組を一層推進していきます。

推進項目⑦：潤いと安らぎのある田園風景や自然環境を守り、次世代へ継承していくため、農地や農業用水の適切な保全管理

【実績・成果】

- ・ 多面的機能支払交付金の取組面積は、農業振興地域農用地の50%（水田の70%）をカバーしており、本交付金が農地の維持や農村地域のコミュニティ活性化に大きく寄与しました。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金について、全ての協定において、協定に位置付けた農業生産活動等の取組が行われるとともに、集落協定においては、集落戦略の作成や加算措置の目標が達成され、荒廃農地の発生防止、水路・農道等の維持などを通じて中山間地域等の農業生産活動の継続に大きく寄与しました。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策の「集落機能強化加算」について、本県の取組協定数は全国第3位、取組面積は全国第4位であり、草刈りボランティアや、高齢者の見守り、買い物支援、除雪支援などの取組が実施されました。

指標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
農地・水路等の保全管理の共同活動を行う組織数（組織）	1,076	1,090	1,105	1,069	1,043	1,047	1,049	1,048	1,012
〃 面積（千ha） カバー率	76.9	77.8	77.3 50%	76.5 49%	76.5 49%	76.6 50%	77.2 50%	77.4 51%	76.6 50%
中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う組織数（組織）	1,147	1,148	1,152	1,155	1,061	1,068	1,073	1,071	1,074
〃 面積（千ha）	23.9	23.9	24.0	24.1	23.1	23.4	23.5	23.5	23.5

【課題・情勢変化】

- ・ 多面的機能支払交付金について、活動組織へのアンケートにおいて、「事務負担が大きい」との回答が8割、「高齢化等により人材が不足」との回答が9割となり、事務負担が活動の継続に大きな影響を与えるおそれがあります。
- ・ 多面的機能支払交付金の面積カバー率50%は、全国平均57%よりやや低く、地域別には、カバー率の低い県北・沿岸地域での取組の拡大が必要です。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金について、集落構成員の減少や高齢化等による協定の廃止や対象農地の除外など、協定面積が減少することが懸念されます。
- ・ 取組をやめた農地では、一気に荒廃化が進むことから、活動継続に向けた協定の体制づくりに一層取り組む必要があります。
- ・ 第6期対策では「集落機能強化加算」が廃止されたため、生活支援の取組の継続に向けた検討が必要です。

【評価】継続

- ・ 多面的機能支払交付金を活用して、地域の共同活動が継続され、農地や水路等が保全されるよう、市町村と連携し支援を継続していきます。
- ・ 事務負担の軽減に向け、①事務の外部委託の促進、②組織の合併等による広域化や地域内の他団体との連携等による事務の集約化、人材有効活用を促進します。
- ・ カバー率の低い県北・沿岸地域における取組拡大に向けた重点的な支援を行います。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金の活用促進に向け、第6期対策の加算措置等の理解醸成や活動の機運醸成に取り組みます。
- ・ 協定活動の維持に向け、協定同士の連携・広域化等の体制づくり等を促進します。
- ・ 第5期対策における「集落機能強化加算」を活用した取組の継続に向け、農村型地域運営組織（農村RMO⁶）の形成促進やその他の支援制度の活用による支援を行っていきます。

3 豊かな地域資源を活かした都市農村交流の拡大と移住・定住の促進

推進項目⑧：地域資源の再発見（農林産物、食文化、加工品、農村風景、伝統芸能等）、地域資源を活かした農業体験やワーキングホリデー、田舎暮らし体験等について、ICT等を活用した情報発信

推進項目⑨：農業体験や教育旅行、外国人旅行者等の受入れ体制の構築

【実績・成果】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、グリーン・ツーリズム交流人口は一旦落ち込んだものの、同感染症の5類への移行やインバウンドの拡大に伴い、農山漁村地域の交流人口は回復傾向であり、令和6年度のグリーン・ツーリズム交流人口は1,303千人回で目標を達成しました。
- ・ グリーン・ツーリズムの受入人材育成のための講座開設や、受入団体等の情報交換会の開催、SNS等による情報発信の強化等の取組により、都市住民と農村地域との交流を促進し、令和6年度の農林漁家民泊等利用者数は約62千人回と、目標を下回ったものの、コロナ禍前の水準に回復しました。

指標	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
グリーン・ツーリズム交流人口（千人回）	1,156	1,175	1,184	1,048	1,090	1,143	1,148	1,303
農泊利用者数（千人回）	62	70	63	31	21	36	46	62

【課題・情勢変化】

- ・ 地域資源を生かした農業体験などメニューの充実や、外国人旅行者の受入体制の強化、SNSなどを活用した情報発信など、交流人口の拡大に向けた取組の一層の強化が必要です。

⁶ 農村RMO：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織（Region Management Organization）。

- ・ コロナ禍による地域協議会の活動低下や、受入農家等の高齢化による受入体制の脆弱化が懸念されることから、交流人口の拡大や多様なニーズに対応した受入体制の強化を図ることが必要です。
- ・ 国の食料・農業・農村基本計画では、地域社会の維持には「農村に継続的に関わる農村外部の多様な人材（農村関係人口）の拡大が重要」とされました。

【評価】 拡充

- ・ 交流人口の更なる拡大に向け、各地域協議会の受入活動の活性化や、広域連携による教育旅行、インバウンド等の受入体制の整備を支援します。
- ・ 都市部にいながら農村に関わる形から、農村での仕事への関わりや継続的な訪問を経て、実際に生活の拠点を農村に移す形に至るまで、徐々に段階を追って農村への関わりを深めていくなど、農村関係人口の創出・拡大を図る取組を強化します。

推進項目⑩：U・Iターンなど移住・定住の促進

【実績・成果】

- ・ 首都圏での相談窓口の設置や全市町村での移住コーディネーターの配置のほか、新型コロナウイルス感染症を契機とした地方移住への関心の高まりなどにより、コロナ禍以降、県外からの移住・定住者数は増加傾向となっています。

指標	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県外からの移住・定住者数 (人)	1,091	1,233	1,190	1,318	1,584	1,647	1,743	1,779

【課題・情勢変化】

- ・ 令和6年度は、全国的な人手不足の中、東京圏への転出超過の状況が続くなど、東京一極集中への動きが見られることや、U・Iターン就職者数が減少したことにより、移住・定住者数は1,779人と伸び悩み、目標を下回りました。
- ・ いわて県民計画（2019～2028）「第2期アクションプラン」において、人口減少対策を重点事項と位置付けており、社会減対策に寄与する移住・定住を一層進めることとしています。
- ・ 令和6年度に活動している地域おこし協力隊313人のうち、農業関連の協力隊は74名となっており、全体の約24%を占めています。

【評価】 継続

- ・ 関係部局の施策との連携による、首都圏の若い世代を中心とした移住希望者のニーズに応じた効果的なU・Iターン施策を更に促進していきます。
- ・ 農業関連で活動している地域おこし協力隊への支援を継続するとともに、本県への定着を促進していきます。

4 有識者からの意見

本方針の策定に当たり、これまでの取組や今後の方向について、農村活性化に関わる中間支援組織・学識経験者等の有識者との意見交換を行いました。主な意見は次のとおりです。

(施策の在り方)

- ・ 人口減少対応策と人口維持対策が必要。人口減少対応策は、「暮らしの維持」、「仕事の確保」、「コミュニティの活性化」がポイント。
- ・ 農村活性化には、地域で話し合いを継続することが重要で、そのためには、行政だけでなく、コーディネーター機能を担う中間支援組織や専門人材が加わり、地域の主体性を確保しながら、話し合いの場づくり、関係者の巻き込み、事業活用後のフォローアップなど切れ目ない伴走支援が必要。
- ・ 6次産業化に当たっては、地域ならではのストーリーが重要。それによってオンリーワンの商品となり、生産者と消費者をつなぎ適正価格が確保できる。

(人材の確保・育成)

- ・ 中間支援組織や専門人材の活動を円滑に行うためには、行政職員の農村プロデュース力の向上が必要。
- ・ 市町村で対応できない課題について、県の各分野の専門職員等が補完するような体制の構築が必要。
- ・ 地域で人材を求める人と、活躍の場を探す人のマッチングが必要。

(人口減少・高齢化対策)

- ・ 人口維持対策には、移住コーディネーターの役割が重要。移住者をしっかりとフォローできる人材、民間事業者との協力、受け入れ側の地域の協力が必要。
- ・ 高卒後の人口の流出とその後のUターン不足が人口減少の主要因。地域内の若者定着と地域外の若者呼び込みをパッケージで若者率を上げるような取組は有効。
- ・ 関係人口の中でも、地域に住んでいなくても地域運営や課題解決に関わる人を評価し、拡大コミュニティ⁷として位置付けて活動する人を増やしていくことが必要。
- ・ グリーン・ツーリズムの対応が受入れ農家の減少などによりできなくなっている。
- ・ 祭りや伝統芸能など「農村らしさ」を再生していく必要。
- ・ 農村の振興は、農業者と農業者以外の住民とで一体的に進めることが必要。

(鳥獣対策)

- ・ ツキノワグマが農村の生活圏に出没して暮らしを脅かしている。暮らしの安全確保に向けて、ツキノワグマなどの鳥獣被害対策への取組が必要。

(推進体制)

- ・ 行政職員の人材育成は重要であり、研修だけでなく地域に実際に入り、地域住民と一緒に人材を育てていくことが必要。

⁷ 拡大コミュニティ：定住者に加え、その地域に関わりや関心を持つ非定住者をコミュニティの構成員とする新たなコミュニティの考え方。

Ⅲ 農村地域の現状と課題

1 農村地域を取り巻く情勢の変化

(1) 人口

- ・ 県全体の人口は、2000年（H12）から2020年（R2）までの20年間で142万人から120万人と84%にまで減少しています。地域別にみると、中山間地域で81%、それ以外の地域で89%と、中山間地域の減少が大きくなっています。（図-1）
- ・ 高齢化率（65歳以上の人口の割合）は、2000年（H12）から2020年（R2）までの20年間で、22%から34%と12ポイント上昇しています。全国平均、東北他県の平均を上回り、他県に先立って高齢化が進行しており、中山間地域で特に顕著となっています。（図-2）
- ・ 人口減少の要因を見ると、2010年（H22）以降、出生・死亡による自然減が、転入・転出による社会減を上回り、年々その差が拡大しています。今後、移住・定住促進等による社会減対策を講じても、それを上回る規模で自然減が進行し、人口減少が進むことが予想されます。（図-3）
- ・ 年齢層別の人口の推移を見ると、高校卒業後の20～24歳の人口流出が大きく、その後もUターンによる回復が見られず、親世代の人口減少により出生数が減少していることがうかがえます。（図-4）
- ・ 人口減少・高齢化の更なる進行により、農村地域における地域リーダーや地域の様々な取組の担い手となる人材が不足することが懸念されます。

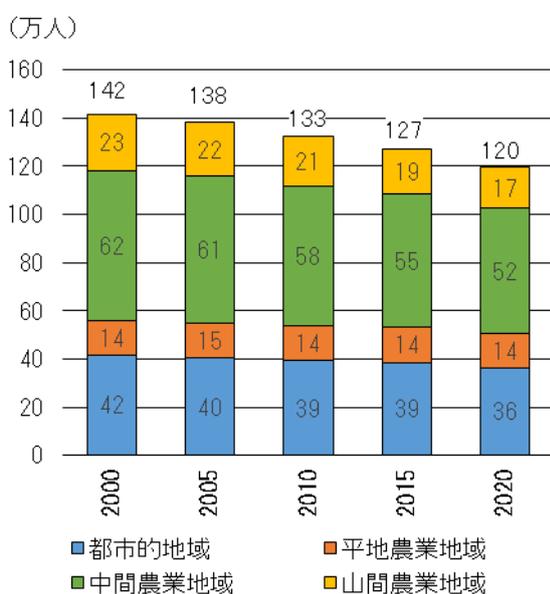


図-1 人口の推移

出典：国勢調査（総務省）

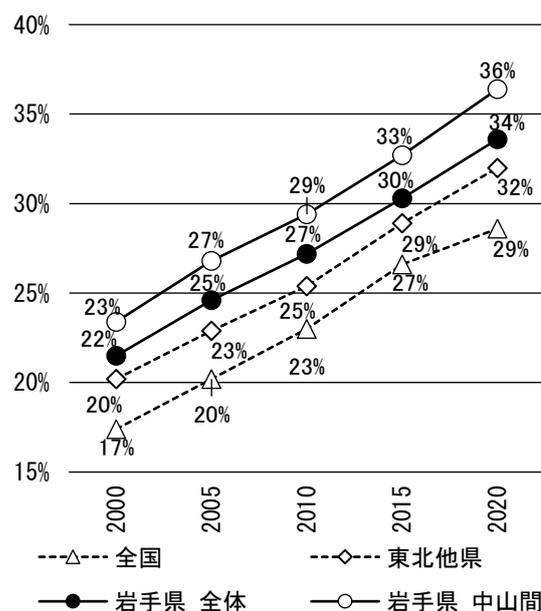
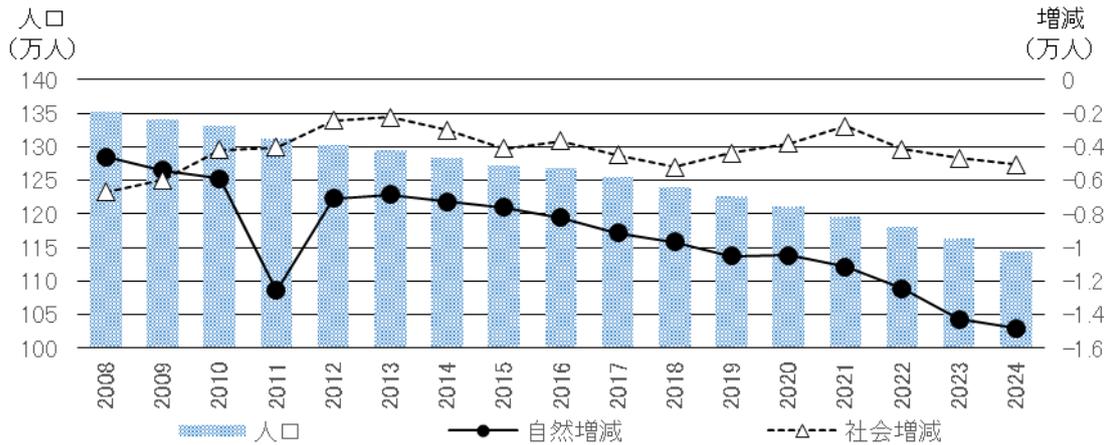


図-2 高齢化率の推移

出典：国勢調査（総務省）



図一 3 人口動態

出典：岩手県人口移動報告年報（岩手県）

年齢層	S55 1980	S60 1985	H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020	
0～4歳	102,771	90,872	76,288	69,091	62,847	57,024	49,685	44,460	37,344	出生数の減少 ↑ 親世代の減少
5～9歳	113,133	103,755	90,576	78,388	70,553	63,180	56,532	50,138	45,091	
10～14歳	110,110	113,173	102,946	91,531	79,070	70,374	62,587	56,394	50,012	
15～19歳	101,109	95,965	99,219	92,977	83,845	72,432	64,637	58,332	52,453	
20～24歳	82,506	76,119	70,730	79,658	76,343	65,658	54,739	49,304	43,292	
25～29歳	105,870	89,716	79,629	76,664	85,232	76,206	63,878	54,657	46,745	
30～34歳	112,943	107,283	89,258	83,113	79,712	84,334	74,898	64,890	53,515	
35～39歳	96,210	112,506	106,073	91,242	84,657	79,012	83,067	75,923	64,409	
40～44歳	101,462	94,687	110,411	106,742	91,882	83,813	77,956	83,625	74,894	
45～49歳	108,170	99,263	92,108	109,635	106,079	90,471	82,114	77,997	82,138	

図一 4 年齢層別の人口の推移

出典：国勢調査（総務省）

(2) 農業集落⁸

- ・ 農業集落は、比較的規模の小さい100戸未満の集落の割合が、全国、東北他県に比べ高くなっている一方、集落活動が低下する9戸以下の集落の割合は小さくなっています。（図一 5）
- ・ 集落に占める農家数の割合は、全国、東北他県に比べ高くなっていますが、年々その比率は低下してきています。（図一 6）
- ・ 今後、人口減少による集落機能の低下、農家比率の低下に伴う農業生産活動の継続性が懸念されます。

⁸ 農業集落：市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことであり、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた、農村社会における社会生活の基礎的な単位として設定した地域範囲。

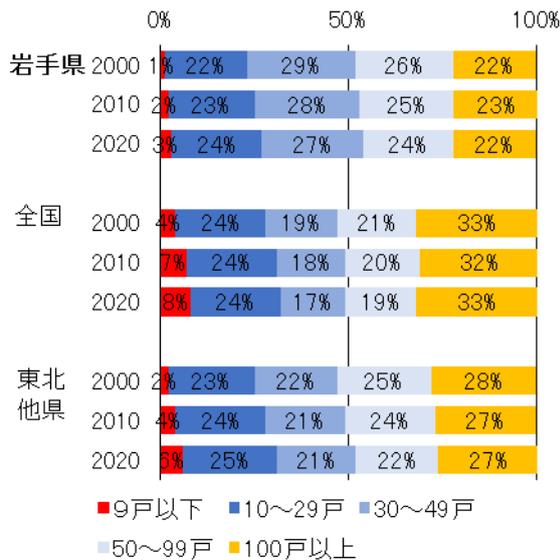


図-5 戸数別の農業集落の割合

出典：農林業センサス（農林水産省）

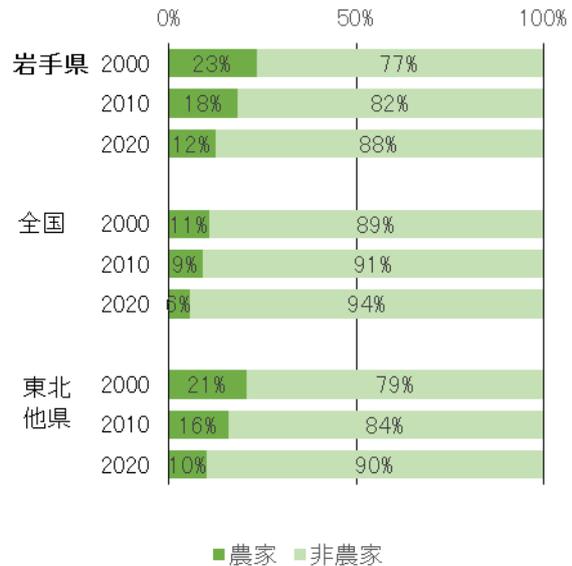


図-6 1農業集落当たりの農家比率

出典：農林業センサス（農林水産省）

(3) 農地面積

- ・ 耕地面積は、緩やかな減少傾向にあります。（図-7）
- ・ 荒廃農地面積は、減少傾向にありましたが、令和4年度に増加し、再生利用が困難なものが増加傾向にあります。（図-8）



図-7 耕地面積の推移

出典：耕地及び作付面積統計（農林水産省）

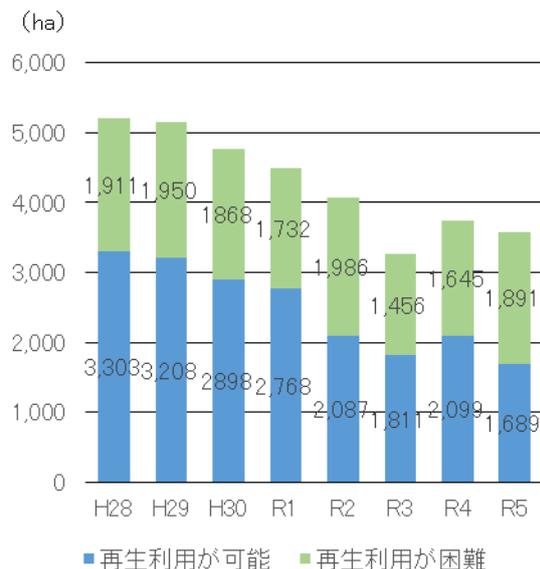


図-8 荒廃農地面積の推移

出典：荒廃農地の発生解消状況に関する調査（農林水産省）

2 農村政策をめぐる動向

(1) 食料・農業・農村基本法の改正

国では、近年における世界の食料需要の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少、その他の食料・農業・農村をめぐる情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展

のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、食料・農業・農村基本法の一部を改正し、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定めたところです。

<農村の振興に関する基本理念>

- ・ 農村の振興の目的として、農村の人口減少等の情勢の変化が生ずる状況においても地域社会が維持されることが明記。

<農村の振興に関する具体的な施策>

- ・ 「農地の保全に資する共同活動の促進（44条）」、「地域資源を活用した事業活動の促進（45条）」などの条項が新設。
- ・ 「中山間地域の振興（47条）」において、必要な施策として「地域社会の維持に資する生活の利便性の確保（農村RMOによる活動の促進）」が新たに追加。

(2) 食料・農業・農村基本計画の策定

国では、改正食料・農業・農村基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化するため、「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

<基本的な方針>

- ・ 農村人口の減少下においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、地域政策を推進し、「農村の振興」を図ることとしている。

<総合的かつ計画的に講ずべき施策>

- ・ 地域社会を維持していくためには、農村内部の人口の維持及び農業・農村に継続的に関わる農村外部の多様な人材（農村関係人口）の拡大が重要であり、そのために、農村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「経済面」の取組、生活の利便性の確保を図る「生活面」の取組を推進する必要があるとし、次の8項目を講ずべき施策として掲げている。
 - ① 多様な人材が農村に関わる機会の創出
 - ② 農村における所得の向上と雇用の創出（経済面）
 - ③ 農村に人が住み続けるための条件整備（生活面）
 - ④ 地域の共同活動の維持
 - ⑤ 中山間地域等の振興
 - ⑥ 鳥獣害対策
 - ⑦ 都市農業の振興
 - ⑧ 農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大
- ・ 「②農村における所得の向上と雇用の創出」において、6次産業化、農泊、農福連携など、農村の地域資源をフル活用し他分野と連携する取組を推進するとしている。
- ・ 「③農村に人が住み続けるための条件整備（生活面）」、「⑤中山間地域等の振興」において、農村RMOの形成を推進するとしている。

IV 今後の方向性

これまでの取組の評価、有識者の意見、農村地域の情勢変化、農村政策を巡る動向等を踏まえ、今後、人口減少・高齢化による地域の人材不足に対応するための「ひと」の取組、人口減少下でも集落機能が維持され、安心して暮らし農業生産活動を継続できる地域づくりを進めるための「くらし」の取組、所得向上・雇用確保を図り、移住・定住を進めるための「にぎわい」の3つの柱の下、7つの推進項目により、農業者と農業者以外の住民が連携しながら施策を推進します。

1 農村を支える人材の確保・育成（ひと）

① 地域や行政職員の人材育成

農村の人口減少・高齢化の急速な進行により、地域内の住民のみでは、地域リーダーの確保・育成が難しくなっていることを踏まえ、地域内に限らず地域外も含め地域活動をけん引する人材を育成するとともに、伴走支援を担う行政職員を育成していきます。

また、地域の食文化を次代に伝承する人材や、農地や水路等の保全に資する地域住民活動を推進する人材の育成に取り組みます。

② 中間支援組織等と連携した切れ目ない伴走支援

農村の人口減少・高齢化の急速な進行により、地域内の住民のみでは、地域の進むべき方向の話し合いや地域の将来像の作成が難しくなっていることから、地域内に限らず地域に関わりを持つ多様な人材の参画のほか、行政職員や中間支援組織等との連携などによる、機運醸成段階から活動実践後のフォローまで、地域の実情に応じた切れ目のない伴走支援を行っていきます。

2 農村環境の維持・保全（くらし）

③ 集落機能の維持、生活インフラ等の確保

農村の人口減少・高齢化により、集落機能の低下が懸念される中、県内で農村RMOの形成に取り組む地域が出てきており、国の基本計画においても、農村RMOの形成を推進することが、「講ずべき施策」として位置付けられていることから、農村RMOの形成による集落機能の維持を図るとともに、農村に安心して住み続けられる生活環境が確保されるよう、農道などの生活インフラ等の確保を図っていきます。

④ 地域の共同活動の維持による農地等の保全

農地や水路等の保全に向け、引き続き、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払により、農地の保全や伝統文化の伝承など地域の共同活動に対する支援を市町村と連携して進めていきます。

また、活動の継続に大きな影響を与える事務負担の軽減に向け、事務の外部委託の促進、組織の合併等による広域化や地域内の他団体との連携等による事務の集約化、人材の有効活用を促進します。

また、農村の生活圏におけるツキノワグマの出没が相次ぎ、県民の命を脅かす状況にあり、農作物の鳥獣被害の防止対策の強化とともに、地域住民等の安全・安心を確保する対策を進めていきます。

3 農村の魅力向上と交流・関係人口の拡大（にぎわい）

⑤ 多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

農村の食文化や祭り、古民家、地域ならではの食材等、多様な魅力ある地域資源を最大限生かし、地域のにぎわいや所得・雇用の確保を図る取組を一層推進していきます。

⑥ 交流・関係人口の拡大

グリーン・ツーリズムによる交流人口の更なる拡大に向け、人材の確保・育成を図るとともに、各地域協議会の受入活動の活性化に向けた支援や、広域連携による教育旅行、インバウンド等の受入体制の整備に取り組みます。

また、都市部にいながら農村に関わる形から、農村での仕事への関わりや継続的な訪問を経て、実際に生活の拠点を農村に移す形に至るまで、徐々に段階を追って農村への関わりを深めていくなど、農村関係人口の創出・拡大を図る取組を強化します。こうした農村関係人口の拡大にあたっては、地域外に居住しながら地域活動等に携わるコミュニティの構築なども検討していきます。

また、交流人口の拡大に向け、農林水産物の収穫から加工までの体験などの食文化を生かした取組を促進していきます。

⑦ 移住・定住の促進

関係部局の施策との連携による、若い世代を中心とした移住希望者のニーズに応じた効果的なU・Iターン施策を更に促進していきます。

また、地域おこし協力隊制度を活用した、地域外の人材が地域の振興等に従事し、地域への定住・定着を図る取組を促進します。

V 目標

1 基本目標

多様な人々が支え合い、安心して暮らし、つながりとしにぎわいある農村の実現

2 目標、KPI 等

(1) 目標

指標名	単位	R6(現状値)	R10
農村RMO形成に取り組む地域数〔累計〕	地域	3	10
地域の共同活動により維持される農用地面積	ha	100,100	100,100
グリーン・ツーリズム交流人口	千人回	1,303	1,340

(2) KPI

指標名	単位	R6(現状値)	R10
1 農村を支える人材の確保・育成(ひと)			
農村活性化に関する研修・セミナー等への参加者数	人	98	130
食の匠による郷土料理紹介動画の視聴回数〔累計〕	回	13,404	16,100
農村活性化に向けた支援を行った地域数〔累計〕	地域	12	16
2 農村環境の維持・保全(くらし)			
農村活性化に向けた支援を行った地域数〔累計〕(再掲)	地域	12	16
農地の保全に資する地域活動への参加者数	人	86,300	86,300
粗放的利用の実証・実践取組件数〔累計〕	件	—	5
3 農村の魅力向上と交流・関係人口の拡大(にぎわい)			
年間売上高1億円以上の産直数	施設	43	46
農山漁村発イノベーションによる商品化件数〔累計〕	件	72	120
農林漁家民泊等利用者数	人回	61,895	73,500

(3) 参考指標

指標名	単位	R6(現状値)
地域運営組織数	団体	202
県外からの移住・定住者数	人	1,779
移住相談件数	件	10,853
U・Iターン就職者数〔累計〕	人	1,306
移住コーディネーター、定住支援員等を配置している市町村数	市町村	33
地域おこし協力隊員数(農業関係)	人	74

VI 推進項目

1 農村を支える人材の確保・育成（ひと）

① 地域や行政職員の人材育成

（地域リーダーの育成）

- ・ 「いわてアグリフロンティアスクール」において、地域の合意形成や地域ビジネスの企画・提案能力などの習得等を支援します。

（農村プロデュース力の向上）

- ・ 地域が目指す姿の実現に向け、県や市町村職員、地域リーダー等による農村プロデュース力の向上を図るため、国の農村プロデューサー養成講座への派遣や県独自の講座の開設を行います。

（食の伝承人材の育成）

- ・ 地域の食文化に関する基本的な知識と技術を習得するための研修会の開催や、制作動画の教材としての活用などにより、「食の匠」の後継者を育成していきます。

（農地・農業用水の保全に資する人材育成）

- ・ 農地・農業用水を保全するための地域活動の推進に関する指導を行う「中山間ふるさと水と土指導員」を育成するとともに、農地や水路等の保全に資する地域住民活動を促進します。

② 中間支援組織等と連携した切れ目ない伴走支援

- ・ 中間支援組織等と連携し、地域住民の話合いによる合意形成や活動の定着に対するアドバイスなど、地域の発展段階毎の課題に応じた専門人材の派遣等による切れ目ない伴走支援を実施します。

2 農村環境の維持・保全（くらし）

③ 集落機能の維持、生活インフラ等の確保

（農村RMOの形成）

- ・ 地域協議会が実施する農用地保全や地域資源活用、生活支援など農村RMOの形成に向けた調査・実証活動等を支援し、持続可能な地域づくりを推進します。

（地域コミュニティの継続）

- ・ 持続可能な活力ある地域コミュニティの実現を目指し、国の制度を活用しながら、地域コミュニティ活動の担い手の確保などの地域の課題解決に向けた住民主体の取組を支援します。

（農村生活インフラの維持）

- ・ 老朽化した農業用道路の点検診断・補強等の保全対策を行うなど、農村生活インフラの維持に取り組みます。

④ 地域の共同活動の維持による農地等の保全

（農地・水路等の保全）

- ・ 農地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動や、施設の軽微な補修や長寿命化、農業者と地域住民による農村の景観や生態系の保全活動、伝統文化

の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動など農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援します。

- ・ 活動組織の更なる体制強化に向け、企業、学校、地域住民など多様な組織や非農業者の参画を促進するとともに、活動組織の広域化による、事務負担の軽減や資機材・人材・技術の共有などの取組を促進します。

(中山間地域での農業生産活動等の継続)

- ・ 農業生産条件が不利な中山間地域等において、集落の協定に基づき、農業者が継続して行う耕作放棄の防止や水路、農道等の管理などの農業生産活動を継続するための活動や、農村の伝統文化の伝承や生活支援などの集落機能の維持に向けた活動等を支援します。

(荒廃農地の発生防止・解消)

- ・ 中山間地域における荒廃農地の発生防止・解消に向け、地域計画等との整合を図りつつ、地域ぐるみの話し合いによる農用地保全のための実証的な取組、粗放的な農地利用の取組等を支援します。
- ・ また、荒廃農地の発生防止・解消を通じて、農村地域の住民等の安全確保に向けた環境づくりに取り組んでいきます。

3 農村の魅力向上と交流・関係人口の拡大（にぎわい）

⑤ 多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

(農泊の推進)

- ・ 農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。

(地域資源の活用)

- ・ 多様な地域資源を活用した新商品の販路開拓、農林水産物等の加工技術の改良等の実践に取り組む県内の農林漁業者等の経営改善戦略の作成・実行や目標達成に向けた取組等を支援するため、専門的な知識や経験を有するプランナー派遣等により重点的かつ戦略的に支援します。

(6次産業化の推進)

- ・ 農林漁業者の所得向上を図り消費者の多様なニーズに対応するため、農林漁業者が自ら農林水産物を加工・販売する取組や、各地域の農林漁業者と加工・販売事業者等が連携した取組等、6次産業化の取組を支援します。

(地産地消の推進)

- ・ 生産者と消費者の結びつきを深め、地域経済の好循環を創出する取組を推進するため、生産者と消費者との交流の場である産地直売所（産直）の誘客力・販売力の強化の取組を支援します。

(食文化を生かした取組の促進)

- ・ 郷土料理を生かした農産加工販売や農家レストランなどの取組を促進するため、食の匠による食文化伝承会などを開催します。

(ジビエ利用の促進（鳥獣被害対策）)

- ・ シカ肉のジビエ利用に関心を示す市町村、事業者等を対象とした研修会の開催や、販路の開拓、食肉処理施設の整備などの支援を通じて、ジビエ利用の取

組を促進します。

⑥ 交流・関係人口の拡大

(農山漁村体験の受入人材の確保・育成)

- ・ 「農山漁村体験」受入等の事例共有や先進事例調査、県外誘致説明会でのPRなどに取り組みます。
- ・ 地域全体で多様な旅行者ニーズに対応できるスキルやノウハウを有する実践者の確保・育成に向け、グリーン・ツーリズムの新規受入を志向する者等を対象に、体験メニューの開発・充実や受入時の安全・衛生管理等を学ぶ講座の開講などに取り組みます。

(農山漁村体験の受入体制の強化)

- ・ 各地域における協議会での多様な主体の参画による受入体制強化プランの策定支援や、広域連携取組モデル地区における広域連携計画の策定等に取り組みます。

(誘客拡大)

- ・ 本県への一層の誘客拡大や県北沿岸や内陸町村をはじめとする県内全域への周遊促進を図るため、市町村や観光事業者等と連携したプロモーションの展開、広報媒体やイベント等による宣伝誘客、農山漁村を含む関係事業者等と連携した地域の観光コンテンツ造成や磨き上げの支援、二次交通対策などの受入態勢整備に取り組みます。

(教育旅行の誘致拡大等)

- ・ 首都圏や東北地方を中心に、貸切バスを利用した教育旅行を催行する旅行者等への支援により、本県への誘客促進と三陸地域への周遊促進を図るとともに、公益財団法人岩手県観光協会や三陸DMOセンターをはじめとする関係団体と連携し、現地での震災学習や農業・漁業体験等といった観光コンテンツの活用を推進します。

(教育機関と地域の連携)

- ・ 高校と地元自治体や企業・大学等が協働し、地域や地域産業の持つ魅力や課題等に触れながら探究的に学ぶ機会を共創する魅力ある学校づくりや地域づくりへの取組を推進します。

(関係人口の拡大)

- ・ 関係部局と連携して人口減少が進む市町村への支援を一体的に展開するとともに、複業による地域課題解決への参画機会の創出等により、継続的に様々な形で地域と関わる「関係人口」の量的・質的な拡大を図ります。
- ・ 農村の関係人口の創出に向けたフォーラム等を開催します。
- ・ 関係人口の創出、拡大を通じて、地域の担い手の確保や地域力向上を図るため、「ふるさと納税制度」や「ふるさと住民登録制度」を活用した官民協働による全県的な取組を推進します。

⑦ 移住・定住の促進

(移住・定住の促進)

- ・ 若者や本県出身者等の本県への移住を促進するため、県外の移住希望者を対象とした県主催移住フェア、セミナーの開催、移住ポータルサイトやSNSを

活用した情報発信などに取り組みます。

- 地域で移住者を受け入れ、定住を促進する移住コーディネーターについて、市町村への配置を継続し、相談窓口との連携を密にする等、移住者の受入体制の整備に取り組みます。
- 全国の若者等のU・Iターンを推進するため、移住支援金の支給等の取組を実施するに当たり、新卒学生に対する支援や子育て世帯及び若者・女性に対する支給額加算を実施するとともに、県外からの移住者の起業を支援します。
- (一社)いわて地域おこし協力隊ネットワークと連携し、地域おこし協力隊の受入拡大、活動の充実及び任期終了後の定住・定着に向けた隊員・市町村・中間支援組織等への支援を包括的に実施します。
- 日々の活動の充実や安定した受入体制の構築、地域への定住に向け、任期終了後を見据えた隊員向けセミナーの開催や、受入れを担う市町村と県内の中間支援組織等との連携の促進に取り組みます。

VII 推進体制

1 いわて農村活性化支援チームの構築

- ・ 「いわて農村活性化支援チーム」を設置し、地域が目指す将来像や抱える課題、取組の段階に応じて、「VI 推進項目」に掲げた施策に基づいた取組の支援を行います。
- ・ 効果的な支援を行うため、本庁と現地機関に分野横断の支援チームを設置します。

2 本庁支援チームの構成と取組

(1) 本庁支援チームメンバー

農林水産部	左記以外
農林水産企画室	ふるさと振興部地域振興室
流通課	保健福祉部地域福祉課
農業振興課	商工労働観光部定住推進・雇用労働室
農業普及技術課	〃 観光・プロモーション室
農村計画課	教育委員会事務局学校教育室
農村建設課	地域支援チーム長
農業研究センター	

※ 必要に応じて、学識経験者や中間支援組織、関係団体がオブザーバとして参加

(2) 取組内容

- ① 農村の活性化に向けた関係部局との全体調整、全県的な課題への対応方針の検討、本方針に定めた成果目標やKPIの達成状況の確認
- ② 地域支援チームにおける重点支援地区の取組状況・課題、関連事業の取組状況・課題等の共有
- ③ 地域や行政職員の人材育成を図るための研修会の開催、行政職員が地域活動に参加し、農村地域の実態や取組のノウハウを学びながら、住民との交流や活動サポートを行う仕組みの検討
- ④ 農村活性化に向けた表彰の実施、優良事例の共有、県内外の先進事例調査等から中山間地域における一般社団法人の農地一元管理方式や農村RMO等による農地管理・営農方法等の実態・課題を把握し、中山間地域における持続可能な営農モデルや支援方策等を調査検討

3 地域支援チームの構成と取組

(1) 地域支援チームメンバー

農政（林）部	左記以外
農林振興センター（チーム長（課長））	市町村
農村整備室	中間支援組織等
農業改良普及センター	

※ 必要に応じて、関係部局等が参加

(2) 取組内容

- ① 各市町村・中間支援組織等と連携した地区の掘り起こし・活用事業の導入支援、個別地区の課題への対応、分野横断的な課題の本庁支援チームへの相談
- ② 本方針に位置付けられた各種事業に取り組む地域から重点支援地区の選定、市町村や中間支援組織、学生等と連携し、重点支援地区の課題に応じた話し合い、専門家派遣、事業申請のサポートなどの実施、先進地の紹介
- ③ 研修会や農村プロデューサー養成講座等への参加、地域での研修成果の実践（ワークショップ開催等）
- ④ 優良事例について、「活力とうるおいにあふれた「むらづくり」賞」、「いわて中山間賞」、「岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞」など表彰事業への推薦の検討

4 期待される主な役割

(1) 県

- ・ 各地域における農村活性化に向けた取組のきっかけづくり
- ・ 各地域の現状、課題等の把握
- ・ 中間支援組織等と連携した各地域の取組のコーディネート（取組に向けたプロセスの構築、取組の自走に向けたロードマップ作りなど）
- ・ 各地域の課題に応じた、伴走支援や先行事例の紹介
- ・ 地域の課題や取組に適した補助事業や研修制度など支援策の紹介、提案

(2) 市町村（農村活性化担当部局）

- ・ 当該市町村内での農村活性化の取組を希望する地区等の把握、情報収集
- ・ 支援対象地域におけるキーパーソン等との情報収集、連絡・調整
- ・ 県支援チームにおける活動への協力
- ・ 市町村関係部局との連絡・調整

(3) 中間支援組織、専門人材

- ・ 地域の課題や取組の発展段階に応じた、地域の取組への各種サポート（地域の話し合いのコーディネート、地域の将来像の明確化、地域内の組織づくり、特産品を生かした商品開発・マーケティング等）

参考資料

1 目標設定の考え方

指標名	現状値 (R6)	計画目標値 (R10)	増減
農村RMO形成に取り組む地域数〔累計〕	3地域	10地域	+7地域
【目標設定の考え方】現在、県の現地機関（10地域）のうち、3地域（花巻、遠野、奥州）で取組が行われており、令和10年度までに、10地域の全てで農村RMOの形成を目指す。			
地域の共同活動により維持される農用地面積	100,100ha	100,100ha	±0ha
【目標設定の考え方】人口減少・高齢化の進行等により、地域の共同活動による農用地維持の取組継続が困難となっている中、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用し、活動組織の体制強化やネットワーク化を図りながら、令和6年度の現状値100,100haの維持を目指す。			
グリーン・ツーリズム交流人口	1,303千人回	1,340千人回	+37千人回
【目標設定の考え方】令和6年度の現状値（1,303千人回）が過去最高となっており、一層の交流人口の増加などを図りながら、今後は毎年約1%（10千人回）増加させ、令和10年度までに1,340千人回まで上昇させることを目指す。			

2 岩手県農政審議会での審議、有識者との意見交換等

本方針（素案）に対する審議や意見交換等の実施状況や意見の反映状況は以下のとおり。

(1) 実施期間

- ・ 農政審議会 令和7年12月15日
- ・ 有識者との意見交換 令和7年12月12日～22日（6名）
- ・ 市町村への意見照会 令和7年11月28日～12月19日

(2) 意見の反映状況

件数	A 全部反映	B 一部反映	C 趣旨同一	D 参考	E 対応困難	F その他
48	19 (40%)	2 (4%)	24 (50%)	3 (6%)	0 (0%)	0 (0%)

2 優良事例

(1) 高松第三行政区ふるさと地域協議会（花巻市）の取組

- 行政区を構成する3つの集落（平良木、内高松、母衣輪）は、人口減少に伴う地域コミュニティの機能低下や高齢化による農業の担い手不足、耕作放棄地の増加等が課題となっていた。
- 地域の有志が中心となりワークショップや研修会を開催する等、地域住民が主体的に活動に参加しやすくなるような研修等を地道に取り組んだ結果、主体的に関わる住民が増加し、高齢者の外出支援や見守りを兼ねた配食サービス、除雪ボランティアに取り組む等、農村RMOとしての活動につながっている。
- 令和元年度から平良木地区で実施しているスマート農業に対応したほ場整備事業では、担い手への農地集積も進めており、令和5年度には63.4%まで集積され、事業が完了する令和8年度には、集積率が9割を超える見込みとなっている。
- ほ場整備地区外の農地を活用して福祉農園を設置し、障がい福祉サービス事業所利用者や園児たちが交流しながら農作業に取り組み、収穫した農産物を加工し販売する等、高齢者や福祉サービス事業所利用者の所得向上につながっているほか、高齢者の見守りを兼ねた取組として、農園で収穫した農産物を活用した一人暮らしの高齢者への弁当配食や外出支援等、地域コミュニティの活性化につながる取組となっている。



地域住民のワークショップ



高齢者の外出支援



福祉農園



加工品開発

(2) 伊手農村農業活性化協議会（奥州市）の取組

- 伊手地区では、多様な関係者が連携した「伊手農村農業活性化協議会」を令和4年に設立。
- 協議会は、事務局の「伊手振興会」、農福連携や閉校小学校の活用に向けた調整等を担う「株式会社菅野農園」、農用地保全の取組等を行う「農地・水伊手活動組織」、農用地維持管理の継続に向けた検討・調整等を担う「伊手中山間連絡協議会」から構成されている。
- 路線バスの廃止に伴い、住民に対するヒアリングによるニーズの把握や試験運行を経て、地区内交通として自家用有償旅客運送事業（いで・ご一、いでらくかー）に取り組んでいる。
- 閉校した旧奥州市立伊手小学校を地域活動の拠点としてリニューアルし、農福連携や子供向けのサマーキャンプ等のイベントの実施拠点として活用している。
- 鳥獣被害の実態調査を行い、被害状況等を地図化し、勉強会やワークショップを開催することにより、地域全体で被害防止対策を講じている。併せてICT機器及びデータを活用した効率・効果的な捕獲モデル地区として実践している。
- 地域の湧き水を活用した米のブランド化の構想や、遊休農地でのピーカンナッツの栽培など、将来の農用地保全に向けて取り組んでいる。
- 令和8年4月からは、旧伊手小学校を拠点に、地区全体の農業の振興と農用地の適正な維持管理を実現しながら、地区内外の交流及び起業支援の拠点として発展させ、活力ある地域の実現を目指していく。



鳥獣対策勉強会



旧奥州市立伊手小学校



サマーキャンプ



自家用有償運送「いでらくかー」

(3) 土淵町農村活性化協議会（遠野市）の取組

- 「土淵町農村活性化協議会」は、遊休農地の増加や地域の旧校舎の活用、小集落のコミュニティ維持などの課題解決に向け、令和4年度に設立。
- 協議会は「認定NPO法人遠野山・里・暮らしネットワーク」を事務局とし、6組織で構成。農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に向け、令和4年度から3年間、国の農村RMO形成推進事業を活用し、令和4年度に策定した土淵町農村活性化計画、通称「でんでらパラダイス構想」の実現を目指して活動している。
- 旧土淵中学校の空き教室を活用し、日替わりシェフレストラン「でんパラ」を開業。レストランは市内外問わず多くの方が利用し、地域住民の交流の場となっている。
- 遊休農地の解消に向け、そば・大豆等の作物を導入し、収穫物は小売店や飲食店への販売、日替わりシェフレストラン「でんパラ」への提供を行っている。また、遊休農地に市民農園を設置し、地域住民が共同で管理している。その他、地域の農業団体と農家が連携し、高級メロンの栽培にも取り組んでいる。
- 令和6年度には山林を活用した「炭焼きツアー」を実施するなど、地域のスモールビジネスの創出も進めている。遊休農地への新規農産物の導入や市民農園の設置、日替わりシェフレストラン「でんパラ」の取組と併せて、地域の雇用や交流の場を創出し、高齢者の活躍や生きがいづくりにつなげている。
- 協議会では今後も各取組を継続し、また、取組に携わるメンバーの人材育成を行いながら、持続可能な体制構築を図っていく。



旧土淵中学校



住民のワーキンググループ活動



日替わりシェフレストラン「でんパラ」



炭焼きツアーでの炭窯の作業